国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
ブルガリア	ﾚｳﾞ	239	164	90	90	24	37	37
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	291	200	109	109	29	45	45
ベルギー	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	516	355	194	194	52	81	81
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝｳﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	239	164	90	90	24	37	37
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	ﾃﾞﾅﾙ	7,510	5,160	2,820	2,820	750	1,170	1,170
ポルトガル	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	2,446	1,682	917	917	245	382	382
ラトビア	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
リトアニア	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ルーマニア	ﾚｲ	570	395	215	215	55	90	90
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	122	84	46	46	12	19	19
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	8,890	6,110	3,330	3,330	890	1,390	1,390